

新年のご挨拶

理事長 山口 益弘



新年あけましておめでとうございます。

とちぎ消費者リンクを設立し、適格消費者団体の認定を目指すことにしたのは、差止請求の対象となる相談を受けたとしても、東京や埼玉の適格消費者団体を紹介した経験がほとんどなく、栃木県内で起きた消費者問題を解決し、消費者市民社会を実現するためには、自ら適格消費者団体の担い手となるしかないと考えたことも1つでした。

そして、当法人は、2019年6月26日、適格消費者団体の認定を受け、2年半が経過しました。全国各地の適格消費者団体のご指導やご鞭撻をいただきながら、実績を積み重ねています。昨年は、消費者契約トラブル110番を実施するにあたり宇都宮市自治会連合会にご理解いただき、110番の告知文を自治会で回覧していただくことができました。その結果、例年3件程度だった情報提供が10件にも上り、私たちが気付いていなかっただけで、誰にも相談できずに困っている消費者の方々がいることも実感しました。

2022年4月1日から成年年齢の引き下げが実施されるのを前に、当法人でも、「成人年齢引き下げ 何がどう変わるの？」と題する学習会を開催しました。そもそも成年年齢はフィクションであり、成年年齢をもって保護の対象から自律した主体に切り替わるとしても、未成年者自身の現在の能力がこれに対応しているわけではありません。未成年者の期間中は、保護を受けつつ、同時に自律のための能力の形成に必要な教育的措置を受ける必要があります。成年年齢の引下げ論議は、このような環境整備の必要性を明確な論点とした点に意義があったといえるのではないのでしょうか。学習会は、昨年に引き続き、会場とWEBを併用した形で開催させていただきました。事務局も、少しずつではありますが、オンラインでの学習会の実施に慣れてきています。

当法人の今後の課題は、企画・運営に携わる人材を発掘したり、育てていったりすることです。現在は、事務局会議で企画・運営に関することも検討していますが、より幅広い発想のもとでの活動をしていきたいと考えています。

検討委員会では差止請求の事案を検討し、相当数の成果をあげてきました。もっとも、これまで適格消費者団体連絡協議会で報告できるような成果や事例を取り扱ったことがないため、徐々にではありますが一目置いていただけるような案件に取り組んでいきたいと考えております。

当法人は、引き続いて、適格消費者団体としての誇りと矜持を持ち、誠実に業務を遂行し、県民・市民が1人でも多く笑顔で消費生活が送れるよう、与えられた使命を果たしていきたいと思っております。

今年もよろしくお願いたします。

学習会報告

11月22日、山口益弘理事長による「18歳成人年齢引き下げ 何がどう変わるの？」と題する学習会を開催しました。合計62名（会場参加17名、WEB参加45名）の方のご参加をいただきまして、ありがとうございました。

講義の内容

成年年齢はフィクションであり、成年年齢をもって保護の対象から自律した主体に切り替わるとしても、未成年者自身の現在の能力がこれに対応しているわけではない。未成年者の期間中は、保護を受けつつ、同時に自律のための能力の形成に必要な教育的措置を受ける必要がある。成年年齢の引き下げの議論は、環境整備の必要性を明確な論点とした点に意義があったといえる。



消費者教育推進法で掲げる消費者教育の重要性についても確認しました

- ・ 消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。
- ・ 消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。
- ・ 幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。
- ・ 学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。
- ・ 消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。
- ・ 災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・ 消費者教育に関する政策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する政策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

事務局からのご連絡

感想のなかで、音声が聞き難かったというものを頂きました。次回以降、会場を押さえる際には、WEB環境が整ったところを押さえるなどの改善をさせていただきます

消費者契約トラブル110番 実施報告

2021年11月24日、午前10時から午後4時まで消費者契約トラブル110番を実施しました。団体設立より実施してきましたこの活動ですが、多くの方に周知するためにどうしたらよいかが課題でした。今回は宇都宮市消費生活センター、宇都宮市自治会連合会にご協力をいただき、宇都宮市の784の自治会にチラシを回覧したところ、10件（ネットショッピングトラブル4件、電話勧誘1件、リフォーム業者被害1件、その他4件）の情報提供がありました。被害に遭われた方からは、「家族にも話せず、どこに相談したらよいかわからずに思い悩んでいましたのでチラシを見てすぐに電話しました。」といった声、また、「電話はいつでも受け付けますか？予約が必要ですか？」「チラシに弁護士が対応とあるけど無料ですか？」「消費者被害がどうかわからないけれど、チラシを見ました」といった声などチラシを回覧したことで寄せられた声がたくさんありました。

株式会社ナリススタイルへの申入れ活動を終了しました

2020年12月より株式会社ナリススタイルの「屋根塗装工事のチラシ」の表示について申入れを継続してきました。その結果、チラシの表示について当法人の申入れに沿う形で改定がなされたことを確認しましたので、申入れ活動を終了しました。

検討委員 弁護士 鈴木洋平

問題となったチラシの表示	申入れたこと	申入れの根拠	結果
<p>本日から1か月限りの期間、屋根塗装を下記金額で行えます。</p> <p>通常価格 360,000円→250,000円（税抜）</p> <p>期間限定価格 （屋根面積93㎡迄）</p> <p>※基本的に足場はかけずに施工しますが、足場が必要な場合は通常15万円のところ、今回は特別に10万円で足場をかけさせていただきます。</p>	<p>当該内容のチラシの配布等を取りやめること</p>	<p>「通常価格360,000円→250,000円」「通常15万円のところ、今回は特別に10万円」とのセール表示は、過去の販売価格を比較対象価格とする二重価格表示に該当すること。</p> <p>当該二重価格表示消費者庁のガイドライン（不当な価格表示についての景品表示法上の考え方）をもとに判断すると、当該表示が景品表示法第5条第2号が禁止する不当表示に該当するおそれがあること。</p>	<p>チラシの記載内容変更されました。</p>

検討委員会活動報告

事業者	経過 等
株式会社ローソン （コンビニエンスストア）	2021.10.25 再申入れ 来週規約を改訂予定との回答が得られたため、改訂後の規約の送付依頼書を送付
株式会社三和住宅 （不動産賃貸業）	2021.6.25 再申入れ 建物賃貸借契約書について書面を郵送し、回答を得た。回答の内容について再検討する。
サイクルスポーツ マネジメント株式会社 （スポーツサポーターズクラブ）	2020.8.20 申入れ 「2019 宇都宮ブリッツェン公式ファンクラブ会員規約」及び「宇都宮ブリッツェン公式ファンクラブ会員特約」について申入れ行ったが未だ回答が得られないため、委員長が電話連絡して回答をもらえるように依頼。その後も回答は無いので連絡書を送付する。
株式会社悠優コスメティクス （通信販売 化粧品販売）	消費者契約トラブル110番にも、解約ができないという電話があった。悠優コスメティクスと同じ住所である希乃屋SHOPを利用して解約できないという内容だった。さらに、調査して再申入れする。
株式会社 ALL&ソリューションズ （探偵社）	2021.6.25 申入れ 2021.7.29 回答 受理した回答は、こちらの要望を受け入れているので、改訂した契約事項説明書及び重要事項説明書の送付を依頼。

株式会社さくら住建 (塗装工事業社)	申入れに沿う形でのチラシの改定を確認した。
共立メンテナンス (学生会館)	2021. 10. 27 申入れ書送付 学生会館(ドーム)の入館契約書の内容について申れ回答待ち。

適格消費者団体めぐり⑮ 大分県消費者問題ネットワーク

団体プロフィール

特定非営利活動法人

NPO 法人大分県消費者問題
ネットワーク

所在地

〒870-0278

大分市青崎1丁目10番23号

組織概要(2021年3月31日現在)

団体正会員 15 団体

団体賛助会員 1 団体

個人正会員 142 名

個人賛助会員 47 名

主な活動

(大分県消費者問題ネットワークホームページより抜粋)

1 沿革

2007年7月4日 設立準備委員会設置

2008年1月9日 NPO 法人の認定を取得

2012年2月28日 適格消費者団体の認定を取得

2 雑誌広告表示 に対する申入れ

本件広告表示は、商品又は役務の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であることは一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を勧誘し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する恐れがあり、広告表示は景品表示法の有利誤認表示に該当することから申入れを行った。

2021年3月30日に、相手方より、質問書について顧問弁護士に確認したところ、当ネットワークの指摘通りとのことで、今HP等を修正しているとのこと。直ちに修正できるが、HPについては、システムに反映させるために1~2ヶ月かかるとのことでした。

理事会・委員会などの日程

1/12 第7回 検討委員会

1/18 消費者ネットワーク

2/17 第5回 理事会

3/1 第8回 検討委員会

4/26 第6回 理事会

消費者トラブルの情報をお寄せください

消費者団体訴訟制度の差止請求や消費者問題の調査等に役立てるために、消費者トラブルの情報を受け付けています。電話、Fax、ホームページの情報提供受付フォームをご利用ください。なお、個別の消費者被害のご相談は下記の消費者ホットラインをご利用ください。

加入お申込み・お問い合わせ

適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 事務局

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

E-mail: cont@tochigilink.org URL: <https://www.tochigilink.org> TEL/ FAX 028-678-8000

商品事故・契約トラブルにあった時は、消費者ホットライン 188 (いやや!) にお電話を!
お近くの地方自治体の消費生活相談窓口をご案内します。